

保険金または給付金のご請求からお支払いまでには、以下のようなお手続きが必要になります。

1 お客さま

お手続きの方法について、 お問合せください



三井生命お客様サービスセンターまたは担当者までお手続きの方法についてお問合せください。

！お問合せいただく前に

- 保険証券、ご契約の約款などにより保障内容をご確認ください。当ページの「ご契約内容を確認するには」をご確認のうえ、ご不明な点については三井生命お客様サービスセンターまたは担当者までお問合せください。
- 受取人さまがご請求できない特別な事情がある場合は、指定代理請求人または代理人より請求できる場合があります。詳しくは三井生命お客様サービスセンターまたは担当者までお問合せください。
- 被保険者さまがご本人の病名をご存知ない場合、保険金や給付金をお支払いすることによって、病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、ご請求の連絡をいただく際に三井生命お客様サービスセンターまたは担当者までお申出ください。

0120-318-766

三井生命お客様サービスセンター

平日 9:00～19:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

- 証券番号をあらかじめご確認のうえ、お電話ください。
- ご請求の際は、保険金等の受取人さまよりお問合せください。（正当な請求権者以外の方からのお問合せ・お申出については、詳細を回答できない場合があります。）

保険金・給付金などのお支払い事由が発生する事象、ご請求の手続き、保険金・給付金などをお支払いできる場合、お支払いできない場合については、当社ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

三井生命ホームページ「保険金・給付金などのお支払いについて」
http://www.mitsui-seimei.co.jp/life_assured/payment/

2 三井生命

必要な書類等を ご案内いたします



ご請求の詳しいご案内と必要な書類をお届けします。

！請求書類の ご準備について

- 診断書・戸籍謄（抄）本など、ご請求に必要な書類のお取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますのでご了承ください。

※ 保険金・給付金のご請求の際、当社所定の診断書等をお取寄せのうえご提出いただいたにもかかわらず、全くお支払いの対象とならなかった場合は、ご提出いただいた診断書等の「診断書取得費用相当額」として一律5,400円（通院証明書は一律3,240円）を送金いたします。（平成29年9月現在）

（注）以下の場合は送金できません。
〈診断書取得費用相当額を送金できない場合の例〉
・詐欺による取消・不法取得目的による無効、重大事由による解除等に該当した場合
・故意（自殺）等の免責事由に該当した場合など

※ 入院給付金、通院給付金のご請求については、医療機関発行の証明書・診断書（発行費用はお客さまのご負担となります）のご提出に代えて、医療費領収書のコピーでお取扱いできる場合がありますので、医療費領収書は大切に保管してください。

3 お客さま

必要な書類を ご提出ください



ご提出の前に、記入もれや書類の不足がないようご確認をお願いいたします。

5 お客さま

お支払い内容・金額 をご確認ください

お支払い金額などの明細を郵送いたしますので内容をご確認ください。

4 三井生命

ご提出いただいた書類の確認、 保険金・給付金のお支払い



- 本社担当部門にて、ご提出いただいた書類の内容をすみやかに確認し、ご契約の約款にしたがってお支払いいたします。
- ご提出いただいた書類（診断書など）にもとづきお支払いした保険金・給付金以外にお支払いできる可能性がある場合は、あらためてご案内いたします。
- 請求書類に不備があった場合や、保険金・給付金などをお支払いするための確認・照会が必要な場合のほかは、請求書類が当社に着いた日（※）の翌日からその日を含めて5営業日（約款に5日と定めている場合は5日）以内にお支払いいたします。

（※）請求書類が当社に着いた日……完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

！ご確認ください

- お支払いの判断は、ご提出いただいた診断書の内容にもとづいて行います。したがって、例えば「胃ガン」の場合でも、診断書に記載されている病名が「胃潰瘍」であり、診断書の記載内容からでは「胃ガン」であるかどうかの判断ができないときは、ガンをお支払い対象としている「特定疾病保険金」や「ガン入院給付金」などをお支払いできません。

！ご提出いただいた書類に不備があった場合について

- ご請求書類に不備があった場合は、通知・書類を郵送もしくは担当者よりご連絡いたします。その際は、内容をご確認いただき、あらためてご対応いただいたうえ、必要書類をご返送くださいますようお願いいたします。

！保険金・給付金などをお支払いするための確認等について

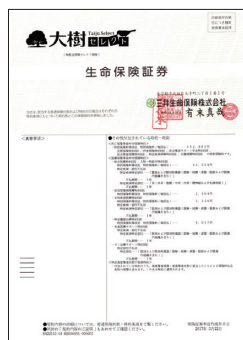
- ご提出いただいた書類を確認した結果、お支払いのための確認等が必要な場合があります。
- 当社が委託した担当者が伺い、発病・受傷状況（治療の経過・内容、発病・受傷内容等）について医療機関等へ確認を行う場合があります。この場合、お支払いまでにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 当社約款の規定により、確認等の内容に応じて請求書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めて45日、60日もしくは180日のお支払い期限を設定し書面にて通知いたします。
- お支払い期限までに保険金・給付金などをお支払いするための確認等が終了しない場合は、あらためて確認先の状況等をご連絡いたします。

ご契約内容を確認するには

■書類でご確認いただく場合（1）

【保険証券】

「保険証券」は、保険金等のご請求の手続きのほか、名義変更、保障内容の変更、各種手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。（契約日が平成28年4月2日以降のご契約については、保障内容を変更した場合に「契約内容変更通知」を作成しますので、あわせて保管してください。）



保険証券(表面)

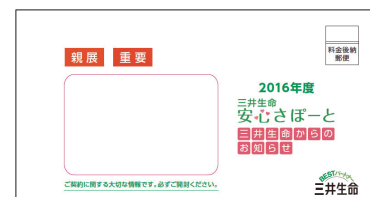


保険証券(裏面)

■書類でご確認いただく場合（2）

【三井生命からのお知らせ】

毎年1回定期的に「三井生命からのお知らせ」を契約者さまにお送りしています。同封の「ご契約内容のお知らせ」で「保障内容」や「入院給付金等の内容」をご確認いただけます。



三井生命からのお知らせ



■ホームページでご確認いただく場合

【三井生命マイページにご登録の契約者さま】

三井生命マイページにご登録の契約者さまについては、当社ホームページでもご契約内容をご確認いただけます。詳細については、三井生命ホームページをご確認ください。（<http://www.mitsui-seimei.co.jp/mypage/>）
※ご契約によっては、ご利用いただけない場合もあります。



代理請求制度などについて

指定代理請求制度

特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約による保険金等については、原則として被保険者（「愛児進学保険」等は契約者）が保険金等の受取人となりますが、契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定することができます。

被保険者（「愛児進学保険」等は契約者）が保険金等を自ら請求できない特別な事情がある場合、指定された指定代理請求人は、その事情を示す書類およびその他の必要書類を提出し、当社の承諾を得たうえで被保険者（「愛児進学保険」等はご契約者）の代理人として、保険金等を請求することができます。

例えば	●脳卒中で突然倒れて入院し、意思表示ができなくなった ●ガンで入院したが、本人はガンと知らされていない など
-----	---

●指定代理請求人について

指定代理請求人は、契約者が被保険者の同意を得て、次の範囲の中から指定した1名となります。また、指定代理請求人が保険金等を請求する際にもこの範囲内であることを要します。

・被保険者 ^(※) の戸籍上の配偶者 ・被保険者 ^(※) の直系血族（子、孫、父母、祖父母など） ・被保険者 ^(※) の3親等以内の親族（兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪など） （※）「愛児進学保険」等にご加入の場合は、契約者となります。

契約者は、被保険者の同意を得て、上記範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

●対象となる保険金等について

指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は次のとおりです。

●主契約の被保険者が受取人となる保険金・給付金・年金など 〔代表例〕 ・リビング・ニーズ特約による保険金 ・高度障がい保険金 ・特定疾病保険金 ・障がい生活保障年金 ・各入院給付金 ・各手術給付金 ・退院給付金 ●主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除 〈「愛児進学保険」等の場合〉 ●契約者が受取人となる祝金・保険金・給付金など 〔代表例〕 ・入学祝金 ・満期祝金 ・死亡給付金 ・各入院給付金 ・特定損傷給付金 ・各手術給付金 ・退院給付金 ●保険料の払込免除（契約者の所定の高度障がい状態または所定の障がい状態による） ※すえ置かれた祝金・保険金等は、ご請求の対象にはなりません。
--

【ご注意】

- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複してその保険金等の請求をいただいてもお支払いはできません。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、当社は契約者または被保険者にその旨の連絡はいたしません。したがって、契約者または被保険者の承諾なしにご契約の全部または一部が消滅することになります。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金等を請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人としてのお取扱いを受けることはできません。
- 契約日が平成9年4月1日以前で、次ページの「代理請求特約」または「指定代理請求特約」を中途付加していないお客さまについては代理請求制度の適用はありません。

代理請求人制度

※契約日が平成9年4月2日以降、かつ平成20年7月1日以前のご契約で、「指定代理請求特約」を中途付加していない場合

特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約による保険金等については、原則として被保険者が保険金等の受取人となりますが、契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ代理請求人を指定することができます。

被保険者が保険金等を自ら請求できない特別な事情がある場合、指定された代理請求人は、その事情を示す書類およびその他の必要書類を提出、当社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として、保険金等を請求することができます。

例えば	●脳卒中で突然倒れて入院し、意思表示ができなくなった ●ガンで入院したが、本人はガンと知らされていない など
-----	---

●代理請求人について

代理請求人として指定できるのは、次のいずれかの方です。ただし、指定された代理請求人が請求時に下記の要件に該当しない場合、指定は無効となります。

・被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 ・被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族

契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を指定または変更することができます。この場合、保険証券に記載します。

※高度障がい保険金等については、代理請求人の指定がない場合でも、「被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人」が代理請求をすることができます。

代表者請求制度

契約者は被保険者の同意を得て、代表者請求特約を付加することにより、下記の制度を取り扱うことができます。被保険者がお亡くなりになった場合、以下の順位で定まる方が被保険者の法定相続人の代表者として給付金などをご請求いただけます。

給付金の受取人が主契約の被保険者の場合で、主契約の被保険者がお亡くなりになった場合、入院給付金などの請求については、主契約の被保険者の法定相続人のうち、次の順位で定まる代表者からお手続きください。

第1順位：死亡保険金受取人 第2順位：代理請求人 第3順位：配偶者 第4順位：法定相続人の協議により定めた者

※上記については、被保険者の法定相続人であることが必要です。
※被保険者の法定相続人全員の承諾を必要とすることがあります。
※ファミリー保障特約など、ご家族を保障する特約の各給付金は、代表者による請求の対象とはなりません。

●対象となる給付金について

代表者請求特約の対象となる給付金は次のとおりです。

・障がい給付金・特定損傷給付金・各入院給付金・各手術給付金・各長期療養給付金 ・入院初期給付金・各短期入院給付金・通院給付金 など
--